

内閣法

第一條 内閣は、内閣總理大臣及び國務大臣十^六人以内を以て、これを組織する。

第二條 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分擔管理する。

前項の規定は、行政事務を分擔管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

第三條 内閣がその職權を行ふのは、閣議によるものとする。
閣議は、内閣總理大臣がこれを主宰する。

各大臣は、案件の如何を問はず、内閣總理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

第四條 内閣は、主任の大臣の間に^ふける權限についての疑義を裁定する。

第五條 内閣總理大臣は、行政各部の處分又は命令を中止せしめ、内

閣の處置を待つことができる。

第六條 内閣總理大臣に事故のあるとき、又は内閣總理^{大臣}が缺けたときは、その豫め指定する國務大臣が、臨時に、内閣總理大臣の職務を行ふ。

第七條 主任の國務大臣に事故のあるとき、又は主任の國務大臣が缺けたときは、内閣總理大臣又はその指定する國務大臣が臨時に、その主任の國務大臣の職務を行ふ。

第八條 内閣に、内閣官房及び法制局を置く。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

法制局は、法律案、政令案及び條約案の審議立案その他法制一般に關することを掌る。

前二項の外、内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

内閣官房及び法制局の組織は別に法律の定めるところによる。

附 則
この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

裏面白紙

日本國憲法施行に伴ひ、あらたに内閣に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附
由

裏面白紙